

第4編 災害復旧復興対策

被災した箇所のうち、緊急に復旧を要する箇所については、応急復旧の措置をとる。

復旧事業の実施にあたっては、各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に実施する。

第1章 公共施設災害復旧対策

【農地整備課、漁港課、河川課、港湾海岸課、砂防課、道路維持課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、義務教育課、高校教育課、危機管理課、第六管区海上保安本部】

指定行政機関の長及び指定地方機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

4-1-1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。公共施設の復旧事業は、概ね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道施設、都市公園については、公共土木施設復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。

4-1-2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

1 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

2 県の活動

- (1) 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受けなければならないと思われる事業について、関係各部局に必要な調査を実施させる。
- (2) 知事は、被災概要を内閣総理大臣に報告し、激甚災害の迅速な指定を要請する。
- (3) 関係各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、国に提出する。
- (4) 激甚災害の指定を受けたときは、関係部局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続き等を実施する。

3 市町の活動

- (1) 市町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 市町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

4 - 1 - 3 災害査定促進

災害が発生した場合には、被災市町並びに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

4 - 1 - 4 海上災害復旧・復興対策

県並びに被災市町は、被災地の復旧・復興にあたり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況をかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、次の対策を講じる。

1 海洋環境の汚染防止

被害物等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講じるよう指導する。

2 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (2) 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行う。

資料 局地激甚災害指定基準（資料編19-9）

第2章 災害復旧資金

【保健福祉課、産業政策課、経営支援課、農政課、農業経済課、林業政策課、漁政課、建築住宅課、四国財務局、日本銀行】

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成する。

4 - 2 - 1 四国財務局（松山財務事務所）の活動

1 現金供給の確保及び決済機能の維持

- (1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。
- (2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

2 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のため必要な措置を講じるとともに、金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

3 非常金融措置の実施

四国財務局松山財務事務所及び県は、日本銀行松山支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう斡旋、指導を行うとともに、報道機関等の協力を得て、県民に対して周知徹底を図る。

- (1) 営業時間の延長、休日臨時営業等
- (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い
- (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
- (4) 損傷銀行券及び貨幣の引替えに関する必要な措置

4 - 2 - 2 日本銀行松山支店の活動

- (1) 被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握
- (2) 必要と認められる復旧資金の融通に関する金融機関等の迅速適切な措置についての指導

4 - 2 - 3 被災者の経済的再建支援

1 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災地の速やかな復興を図る。

2 県の活動

- (1) 被災状況の把握
 - ア 被災者の経済再建支援に関する調査等について市町を支援・指導する。
 - イ 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
- (2) 被災者生活再建支援金の支給
 - 市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。
- (3) 租税の減免等
 - 地方税法及び条例に基づき、県税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
- (4) 資金の貸付等
 - 県は、被災者のうち要件に該当する者に対して、市町や社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講じる。
 - ア 生活福祉資金
 - イ 生活安定資金

- ウ 母子福祉資金
- エ 寡婦福祉資金
- オ 災害援護資金

(5) 国への要望

国に対し、国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

3 市町の活動

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数 等

(2) り災証明の発行

ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。

イ り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。

(3) 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(5) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

4 - 2 - 4 災害復興住宅の建設

県は、災害により滅失又は損傷した家屋に対し、低利で貸付条件の有利な住宅金融支援機構の災害復興資金を利用して住宅の建設及び補修を行う災害復興住宅貸付資金制度の周知に努める。

4 - 2 - 5 中小企業を対象とした支援

1 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

2 県の活動

(1) 中小企業の被災状況の把握

市町や商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を市町、商工団体・業界団体等を通じ周知する。

イ 次の施策を必要に応じ実施する。

- (ア) 相談所の設置
- (イ) 電話相談の実施
- (ウ) パンフレットの作成・配布

(3) 資金需要の把握

中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。

(4) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗の提供等を行う。

- (5) 金融面での支援
 - ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。
 - イ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。
- (6) 金融機関等への協力の要請
 - 中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。
- (7) 新たな支援制度の検討
 - 被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。
- (8) 国への要望
 - 中小企業信用保険法の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。

3 市町の活動

- (1) 中小企業の被災状況の把握
 - 県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
- (2) 事業の場の確保
 - 事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
- (3) 支援制度・施策の周知
 - 中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

4 - 2 - 6 農林漁業者を対象とした支援

1 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

2 県の活動

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握
 - 市町や協同組合等を通じ農林漁業関係者の被災状況を把握する。
- (2) 支援制度・施策の内容の周知
 - ア 市町や協同組合を通じ、支援制度・施策の内容を周知する。
 - イ 次の施策を必要に応じ実施する。
 - (ア) 相談所の設置
 - (イ) 電話相談の実施
 - (ウ) パンフレットの作成・配布
- (3) 天災融資法に関する措置の実施
 - 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の地域指定を受け、必要な措置を講じる。
- (4) 日本政策金融公庫資金に関する事業処理の迅速かつ的確な実施
 - 農林漁業セーフティネット資金等の災害対策資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。
- (5) 金融面での措置
 - 県独自の災害対策に関する融資制度を、必要に応じて創設する。
- (6) 金融機関への協力の要請
 - 資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、融資機関等に要請し協力を求める。

3 市町の活動

- (1) 農林漁業者の被災状況の把握
 - 農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
- (2) 支援制度・施策の周知
 - 農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

- 資料 1 災害援護資金貸付制度の概要 (資料編 19 - 2)
2 災害復旧貸付制度の概要 (資料編 19 - 3)
3 中小企業振興資金 (資料編 19 - 4)
4 災害復旧高度化事業の概要 (資料編 19 - 5)
5 日本政策金融公庫災害資金等の概要 (資料編 19 - 6)
6 天災資金の概要 (資料編 19 - 7)
7 被災者生活再建支援法の概要 (資料編 19 - 8)

第3章 被災者等に対する支援

【保健福祉課、産業政策課、企業立地推進室、観光物産課、労政雇用課、雇用対策室、建築住宅課、】

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、県、市町及び関係機関は、次のとおり被災者措置を講じる。

4 - 3 - 1 義援物資、義援金の受入れ及び配分

1 義援物資の募集

県及び被災市町は、企業等からの義援物資を受け入れるため問い合わせ窓口を設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、なお、義援物資の受入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについての理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等に限り義援物資として受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

2 義援金の募集

(1) 県の活動

ア 県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集関係機関と共同し、又は協力して募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行う。

イ 県への義援金を受け付けるため、必要に応じて、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

(2) 市町の活動

市町への義援金を受け付けるために、市役所や町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

3 義援金の配分

県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

4 配分委員会の活動

配分委員会は、以下のことについて協議決定する。

ア 配分金額

イ 配分対象者

ウ 配分方法

エ 配分状況の公表

オ その他義援金配分に関すること

4 - 3 - 2 災害弔慰金等の支給

1 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

2 県

市町の災害弔慰金等の対象者及び支給状況の把握

3 市町

- (1) 支給対象者の把握
災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。
- (2) 支給方法の決定及び支給
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び市町条例に基づき支給する。

4 - 3 - 3 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、県及び市町は、次の措置を講じる。

1 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した低所得の被災者に対する住宅対策として、県及び市町は、必要に応じて、公営住宅を建設し住居の確保を図る。

この場合、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が図られるよう努める。

2 雇用対策

(1) 県の活動

ア 雇用状況の把握

愛媛労働局・ハローワークと連携し、雇用状況を把握する。

イ 事業者支援の実施

県内の事業者や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、各種雇用支援制度を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

ウ 離職者セーフティネットの拡充

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を国に要請する。

エ 再就職の支援

離職者の再就職を促進させるため、次の施策を講じる。

- (ア) 愛媛労働局と連携したきめ細かな職業相談の実施
- (イ) 公共職業能力開発施設等での職業訓練、能力開発の実施
- (ウ) 求人開拓の実施
- (エ) 合同就職説明会等の開催

(2) 市町の活動

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

3 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、県及び市町は、次の措置を講じる。

- (1) 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。
- (2) 被保護世帯が災害のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法が適用された場合において、県は、規定額の範囲内で特別基準があったものとして、家屋補修費の支給を行う。

4 - 3 - 4 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

1 県の活動

(1) 企業誘致活動の実施

企業誘致促進のためのセミナー、イベントを開催する。

(2) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等を PR するため、必要に応じ市町や関係団体等と連携し、次の

施策を実施する。

ア 県内における観光地の復興イベント等の実施

イ 県外における誘客イベント等の実施

ウ マスコミを活用したPR

エ 大規模な会議等の誘致

2 市町の活動

(1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント・商談会等を実施する。

(2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。